

全体構想の時点更新について

全体構想における現時点の問題点の例

- 協議会の発信力を強化する目的で、事業の目標の総合的なシンボルとしてコウノトリやサクラソウ群落を全体構想に追記することが平成28年度末の第45回協議会で文章表現を含めて決定しました。
- しかし、それ以外にも更新すべきところがあるため、追加で見直すことを提案します。

例：河川整備計画に関する記述（P20）

イ. 河川整備基本方針と河川整備計画

平成9年（1997年）の6月に改正された「河川法」により、これまでの治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置付けられるとともに、地域・流域との連携、住民意見の反映が今後の川づくりの重要な項目として設定された。改正された河川法では「荒川水系工事実施基本計画」に代わり、今後、河川を整備・維持管理していくにあたっては、河川の本質について、長期的な目標となる洪水の流量など基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後概ね30年後を目標に地域の特性や歴史・文化なども考慮した荒川にふさわしい姿を記した具体的な「河川整備計画」を定めることとされている。

平成13年（2001年）3月に設立され、流域住民、学識者、関係市町村及び河川管理者（国土交通省、埼玉県、東京都）が参加した「荒川流域みらい会議」等において、「荒川河川整備計画（案）」策定に向けた意見の集約が行われた。

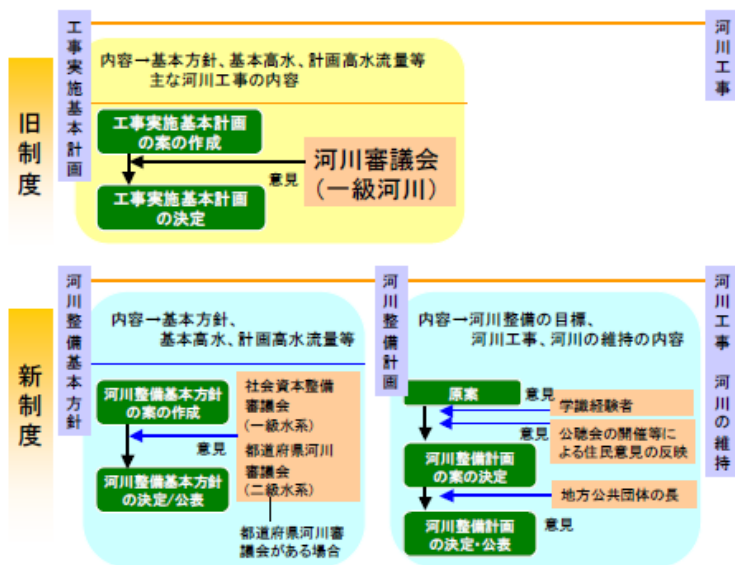


図 1-22 河川整備基本方針と河川整備計画の策定の流れ

問題点

- 荒川水系河川整備基本方針は平成19年3月、荒川水系河川整備計画は平成28年3月に策定済みですが、全体構想では未策定の段階の情報となっています。

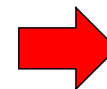
全体構想における現時点の問題点の例

例：協議会の設置要綱、名簿、役割分担

附 則

1. この要綱は、平成 15 年 7 月 5 日から施行する。
2. この要綱は、平成 17 年 6 月 11 日から施行する。

P49の協議会設置要綱
(最新が平成17年)



問題点

- ・協議会に関する情報が古いままです。

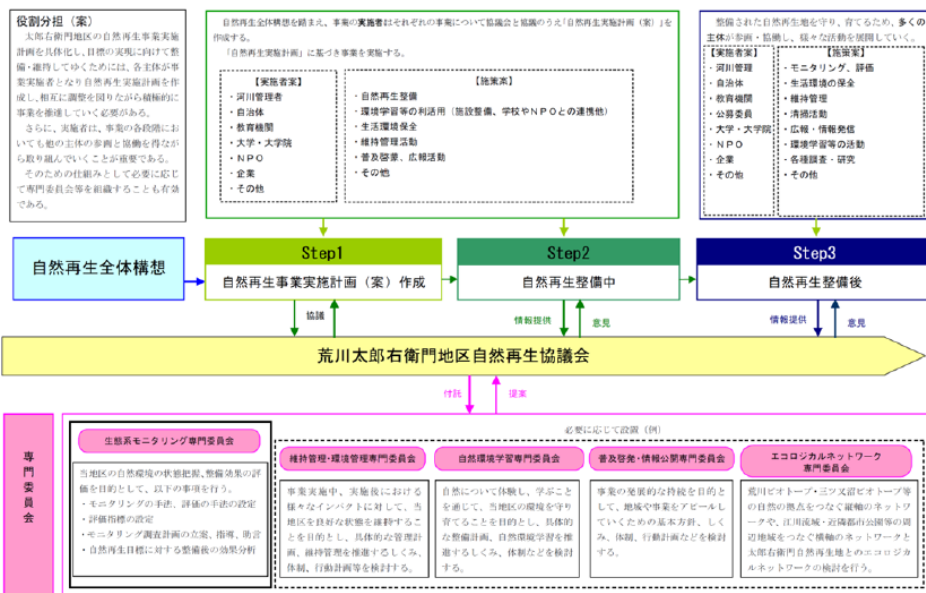
第2節 協議会委員名簿

委員名簿 (平成 18 年 3 月 19 日 第 14 回協議会時点)

氏名	所属

P50の委員名簿
(最新が平成18年)

第3節 役割分担



P51の役割分担
(維持管理・環境管理
専門委員会が未設置)

太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ

※その他の修正について

- ・誤字脱字などの単純な間違いは改訂時にあわせて正すこととなっています。